

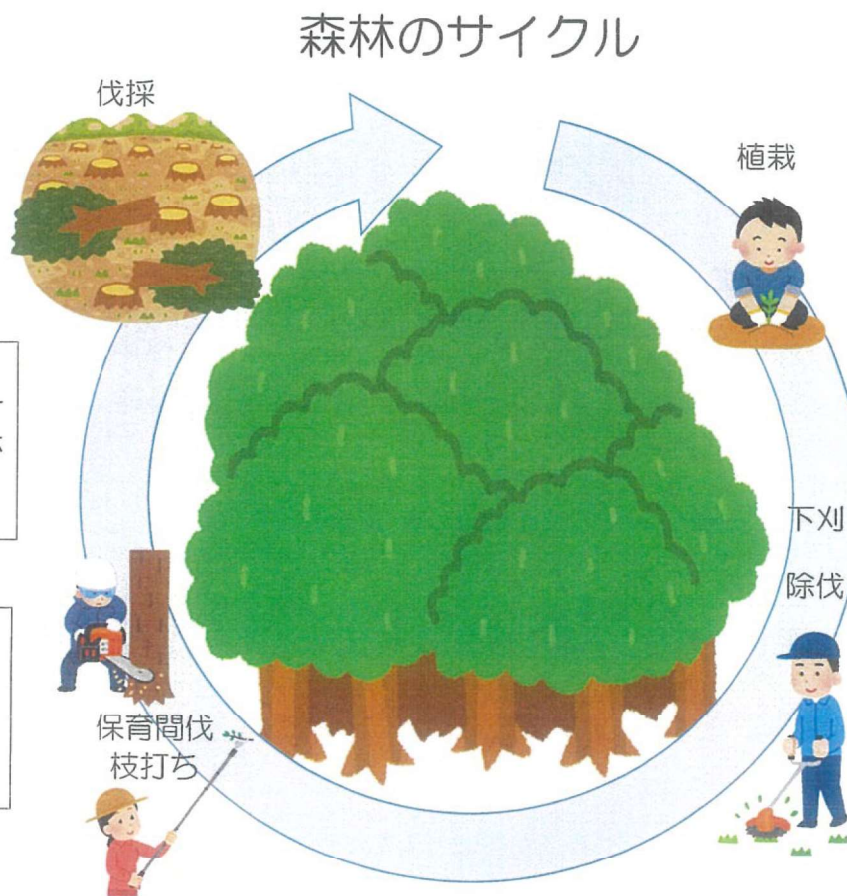
八雲町私有林等整備事業補助金の概要

森林環境譲与税を活用し、森林施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的としており、「下刈・除伐・保育間伐・枝打ち・森林作業道整備・被害森林整備」の事業に補助金を交付しています。

この事業は、八雲町内に所在する私有林等が対象になります。
事業主体は森林所有者、森林組合、森林法施行令第11条第8号に規定する団体及び森林経営計画の認定を受けた方です。

保育間伐
要件：7歳級以下の林分又は、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う不要木の除去。
道標準経費の68%を補助

枝打ち
要件：6歳級以下の林分において行う林木の枝葉の除去。7歳級以下の林分において保育間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去
道標準経費の68%を補助



被害森林整備
要件：気象災害により被災した人工林における被害木の整理（特殊地拵え）
道標準経費の68%を補助

森林作業道整備
要件：森林経営計画に基づき実施する森林整備事業に必要な森林作業道の整備
定額1,500円/mを補助

下刈
要件：
トマツ・カヅマツ 1～8年生
スギ・ヒバ・広葉樹 1～7年生
カラマツ・クイマツ 1～6年生
の所在林における下刈
道標準経費の3%を補助

除伐
要件：下刈が終了した5歳級以下の林分において行う不要木の除去等
道標準経費の68%を補助

★お問い合わせは、八雲町役場農林課林業係まで★